

【その他】

支援策の名称	28 福島県東日本大震災義援金
支援の種類	義援金の配分
支援の内容	東日本大震災による被災者へのお見舞いとして福島県に寄せられた義援金を配分します。なお、アパート等居住世帯も該当しますので、罹災証明書の発行を受けてください。
対象者	東日本大震災により、住家が全壊又は半壊した世帯の世帯主
配分基準	全壊・半壊世帯 5万円
お問合せ先	健康福祉部社会福祉課 024-575-1264

支援策の名称	29 国 東日本大震災義援金
支援の種類	義援金の配分
支援の内容	東日本大震災による被災者へのお見舞いとして、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団に寄せられた義援金を配分します。なお、アパート等居住世帯も該当しますので、罹災証明書の発行を受けてください。
対象者	伊達市に住民登録又は外人登録のある方が、東日本大震災により死亡された場合、その遺族 住家が全壊又は半壊した世帯の世帯主
配分基準	死亡者1人当たり 35万円 全壊世帯 35万円 半壊世帯 18万円
お問合せ先	健康福祉部社会福祉課 024-575-1264